

令和7年6月13日招集

令和7年第4回琴浦町議会定例会

【諸般の報告(追加報告)】

報告第14号 専決処分について〔訴えの提起について(住宅新築資金等貸金返還請求事件)〕

報告第14号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 訴えの提起について〔住宅新築資金等貸金返還請求事件〕

令和7年6月13日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を専決する。

記

以下の事件の訴えの提起について

- 1 事件名 貸金返還請求事件(1件)
- 2 原告 琴浦町
- 3 被告 町内在住者(1名)
- 4 請求の要旨
 - ア 滞納金の支払い
 - イ 遅延損害金の支払い
 - ウ 訴訟費用の負担との判決並びに仮執行宣言を求める。

令和7年6月10日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子